

電 気 ・ ガ ス 料 金 支 援 に 係 る
電気料金の特別措置に関する供給条件
(北陸エリア高圧)

2025 年 2 月 1 日実施

料金の特別措置に関する供給条件の内容

1 適 用

- (1) この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア高圧）（以下「この供給条件」といいます。）は、高圧で電気の供給を受け、かつ、原則として、当社の電気標準約款Ⅱ等（以下「約款」といいます。）にもとづき電気需給契約を締結しているお客さまに適用いたします。ただし、当社と市場連動型メニューに係る電気需給契約を締結しているお客さまは除きます。
- (2) この供給条件は、次の地域に適用いたします。
- 富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部
- (3) この供給条件は、2025年2月1日から2025年4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 約款にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、電気標準約款Ⅱ別表2(1)ハによらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{燃 料 費 調整単価} = (2) \text{の基準燃料費調整単価} - (4) \text{の特別措置の燃料費調整単価}$$

- (2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費 調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{(3) \text{の基準燃料単価}}{1,000}$$

(3) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 銭 7 厘
-------------	----------

(4) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025 年 2 月 1 日 から 2025 年 3 月 31 日までの期間	2025 年 4 月 1 日 から 2025 年 4 月 30 日までの期間
1 キロワット時につき	1 円 30 銭	0 円 70 銭

3 そ の 他

その他の事項については、約款に定めるところによるものといたします。